

	鳥取県公報	令和 7 年 9 月 16 日（火） 号外第 8 9 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 教委規則 現業職員就業規則の一部を改正する規則（14）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 2		

教 育 委 員 会 規 則

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第14号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児部分休業） 第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項第1号に規定する育児部分休業の承認を受けることができる。</u>	（育児部分休業） 第3条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項に規定する部分休業の承認を受けることができる。</u>
（修学部分休業及び高齢者部分休業） 第4条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第2項第2号に規定する修学部分休業又は同項第3号に規定する高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u>	（修学部分休業及び高齢者部分休業） 第4条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。